

魚津市告示第159号

魚津市公衆浴場衛生設備改善事業補助金交付要綱の一部改正に
ついて

魚津市公衆浴場衛生設備改善事業補助金交付要綱（平成18年魚津市告示第
79号）の一部を次のように改正する。

令和7年8月4日

魚津市長 村椿 晃

改正後	改正前
第 1 条 - 第10条 （略） 附 則 1 - 3 （略） 4 令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日までの間、別表中「新設又は更新」とあるのは、「新設、更新又は修繕」と読み替えるものとする。 別表（略） 様式第 1 号・様式第 2 号 （略）	第 1 条 - 第10条 （略） 附 則 1 - 3 （略） 4 令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月31日までの間、別表中「新設又は更新」とあるのは、「新設、更新又は修繕」と読み替えるものとする。 別表（略） 様式第 1 号・様式第 2 号 （略）

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。